

自己点検事項

◇ 終夜睡眠ポリグラフィーの安全精度管理下で行うもの(D237-3イ)

(1) 睡眠障害又は睡眠呼吸障害に係る診療の経験を5年以上有し、日本睡眠学会等が主催する研修会を受講した常勤の医師が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

(2) 当該保険医療機関の検査部門において、常勤臨床検査技師が3名以上配置されている。 (適 ・ 否)

(3) 終夜睡眠ポリグラフィー検査(携帯用装置又は多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合を除く)を年間50症例以上及び反復睡眠潜時試験(MSLT)を年間5件以上実施している。 (適 ・ 否)

(4) 当該保険医療機関内で、睡眠検査に関する安全管理マニュアルを策定し、これを遵守している。 (適 ・ 否)

(5) 日本睡眠学会から示されている指針等に基づき、当該検査が適切に実施されている。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等

- ・ 当該届出に係る常勤医師の出勤簿
- ・ 当該届出に係る常勤医師の勤務経験が分かるもの
- ・ 研修修了証

点検に必要な書類等

- ・ 当該届出に係る常勤臨床検査技師の出勤簿

点検に必要な書類等

- ・ 当該検査の実施数が分かるもの

点検に必要な書類等

- ・ 当該届出に係る安全管理マニュアル

医療機関コード

保険医療機関名